

初めて公民館利用団体登録を希望する方へ（ご案内）

1 登録制度の目的

会津若松市教育委員会では、社会教育団体・地域団体・福祉団体等の自主的な活動を支援し、活発な生涯学習活動を促進するために「公民館利用団体登録制度」を設けています。

2 登録団体のメリット

登録団体に認定されると次のメリットがあります。

- (1) 公民館使用料が減免されます。（生涯学習総合センターは対象外）
- (2) 公共施設予約システムから仮予約ができます。
- (3) 利用手続きの期限が、利用日の前日午後5時（土日・休日の場合はその前の平日）まで延長されます。
- (4) 生涯学習総合センター3階の交流ブースを使用することができます。
- (5) 生涯学習総合センター利用を希望する場合は、先行予約会に参加することができます。

3 認定基準

公民館において、社会教育活動、地域活動、福祉活動等をしている団体で、次の全ての要件を満たしている団体。

- (1) 団体設立後1年を経過していること（地域団体を除く）
- (2) 構成員が5人以上で、構成員の2分の1が本市在住または通勤・通学をしていること
- (3) 規約、予算書、決算書、事業計画書、事業報告書、会員・役員名簿等の書類を備えていること
- (4) 会員の親睦交流のみを目的とした団体ではないこと
- (5) 次に掲げる団体ではないこと
 - ① 営利を主たる目的とした団体
 - ② 政治活動または宗教活動を行う団体
 - ③ その他公共の利益に反する活動をする団体

4 登録団体の協力事項

生涯学習活動を促進するための支援制度という趣旨から、次の事項への協力をお願いします。

- (1) 文化祭、地域学校協働活動、放課後子ども教室などの公民館事業への協力
- (2) 会員の加入促進、団体情報の公開（個人情報除く）への協力

5 手続き処理期間

申請から認定まで、概ね1～2ヶ月かかります。

6 申込先

主に活動している公民館窓口

※ 公民館窓口申請書一式があります。詳細については、ご相談ください。